

一般社団法人日中企業家联合会
定款

平成 29 年 6 月 23 日 作成

一般社団法人日中企業家联合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日中企業家联合会と称する。

2. 当法人の名称の英文における表示は、JAPAN AND CHINA ENTREPRENEURS ALLIANCE とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本と中国の企業家の架け橋になることをミッションに掲げ、新しい時代に相応しい文化の癒合・経済・技術の発展を実現するために設立し、会員同士の事業成長、海外展開を通して積極的に社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象にした各種セミナー、交流会及び海外視察ツアーの開催
- (2) 研究会、講演会、フォーラムなどの開催
- (3) 国内の各種団体・組織との交流
- (4) 日本と中国の企業・経営者団体との国際交流、国際イベント及び国際会議の開催
- (5) 日本と中国の企業のビジネスマッチングの斡旋
- (6) 社会貢献活動の応援・主催
- (7) 上記各号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(運営の委託)

第6条 当法人の一切の事業運営を、関連法人である JCE ホールディングス合同会社へ委託する。

2. 当法人の事業会計については、その収益を会員が支払う会費のみとし、会員の共益の為、その収益を用いるものとする。その他の一切の収益性を伴う事業は、JCE ホールディングス合同会社へ移管するものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 当法人に次の会員を置く。

(1) 一般会員

当法人の目的に賛同し、その会員サービスを通じて自身の中国事業の拡大を目指すことを目的に入会した法人

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援することを目的に入会した法人

(3) 特別会員

当法人の目的に賛同する、100年以上の歴史を持つ日本の老舗企業であり、かつ当法人の中国側パートナーからの招聘を受けて、当法人の紹介に基づく中国経営者への事業 PR や事業取引を進めることを目的に入会した法人

(4) 団体会員

当法人の目的に賛同する、日本の一般社団法人ないしそれに準ずる経営者の会員制組織であり、当法人と団体同士としての業務提携を進めることを目的にした法人もしくは団体

2. 前項の一般会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における法律上の社員とする。

3. 当法人の会員となろうとする者は、当法人所定の様式による申込みを行い、当法人の理事会とアドバイザリーボードで形成される会員審査委員会の承認を得る必要があるものとする。

(会費)

第8条 当法人の一般会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費はこれを返還しない。また、会員が退会、除名及び会員の資格の喪失をした場合においても、その一般会員であった期間に相当する未納会費は納入しな

なければならない。

(退会)

第9条 当法人の会員は、理事会において別に定める届出をすることにより、いつでも退会することができる。

(一般会員及び賛助会員の除名)

第10条 当法人の一般会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款、会員規約その他の規程に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(特別会員及び団体会員の除名等)

第11条 特別会員及び団体会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は理事会の決議により当該会員に対し退会の勧告をすることができ、当該会員はその勧告に応じなければならない。また、当法人は理事会の決議により当該会員に対し退会の命令又は除名をすることができる。

- (1) 本定款、会員規約その他の規程に対する重大な違反が生じたとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他当法人の事業に悪影響を及ぼす行為を行ったと認められるとき。

(会員の資格喪失)

第12条 前3条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 法人たる当該会員が破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散(法令に基づく解散を含む)、清算(特別清算を含む)若しくは内整理の手続に入ったとき。
- (2) 団体たる当該会員が解散したとき。
- (3) 会費の支払義務を3ヶ月以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員名簿)

第13条 当法人は、一般会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所などを記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての一般会員及び賛助会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法人法に関する法律上の社員総会とし、定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

3. 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 当法人の総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員によって、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が総会の承認を得てこれに当たるものとする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する一般会員及び賛助会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議権の代理行使)

第 20 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について当法人の役員又は他の社員を代理人として議権の行使を委任することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面または電磁的方法によって総会ごとに当法人に提出しなければならない。

3. 第 1 項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2. 理事のうち、1 名を会長とし、この者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3. 理事のうちから、専務理事、常務理事、運営統括事務局長等を定めることができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、専務理事、常務理事、運営統括事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 役員は、再任されることを防げない。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け

る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の免除)

第 30 条 当法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 運営統括事務局長の選任及び解任
- (6) 実行委員会における責任者の選任及び解任
- (7) 支部長の選任及び解任

(8) その他総会で決定した業務執行に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第92条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 アドバイザリーボード

(アドバイザリーボードの設置)

第39条 当法人は、理事の業務を支援し、健全な経営を推進するための機関として、アドバイザリーボードを設置する。

2. アドバイザリーボードのメンバーは、当法人の顧問としての肩書きを持ち、10名以内とする。

3. アドバイザリーボードのメンバーは、理事会の諮問に応え、又は当法人の業務運営上の重要な事項について意見を述べることができる。

4. その他、アドバイザリーボードの業務は、下記の通りとする。

- (1) 理事会における意見の提示
- (2) 会員サービスのための専門知識の提供
- (3) 当法人の利益のための人脈紹介
- (4) 会員審査委員会における、会員審査の決議

5. 当法人の顧問になろうとする者、あるいは理事・監事より顧問の推薦を受けた者は、理事会によって審議を受け、その実績や知名度、専門性を元に、必要な人材であると認められた場合に当法人の顧問として就任し、アドバイザリーボードのメンバーとなる。

6. 顧問の解任については、理事会において決議する。

7. 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザリーボード運営規則)

第40条 アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 会員審査委員会

(会員審査委員会の設置)

第41条 当法人は、その健全な経営を推進し、対外的な信用を高めるために会員審査における専門の機関として、会員審査委員会を設置する。

2. 会員審査委員会のメンバーは、当法人の理事及び顧問とする。

3. 会員審査委員会のメンバーは、下記の流れで会員審査を実行する。

- (1) 会員審査委員会へ所属する2名以上が入会希望者の面談に立ち会い、適正判断を実施の上、これを他のメンバーへ通知
- (2) 入会希望者からの所定の入会審査書類を受領し、その内容を確認

- (3) 面談及び書類選考の結果をもとに会員審査委員会のメンバーが書面において、入会可否の決議を実施
 - (4) 会員審査委員会メンバーの半数以上の決議において、3分の2を超える承認が得られた場合のみ入会を許可する
4. 会員審査の結果については、代表理事が当該入会申込者にこれを通知する。
5. 入会に必要な書類等の詳細は、別途会員規約において定めるものとする。

(会員審査委員会運営規則)

第42条 会員審査委員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第8章 運営統括事務局

(運営統括事務局の設置)

第43条 当法人は、理事が日常の実務を専属のスタッフへ委託し、経営に専念するための機関として、運営統括事務局を設置する。

2. 運営統括事務局のメンバーは、理事会によって選抜された個人とする。また、理事会の中から、運営統括事務局長を選抜する。

3. 運営統括事務局のメンバーは、当法人の運営委託先である JCE ホールディングス合同会社と雇用契約もしくは業務委託契約を締結し、両社の合意に基づいた報酬を得るものとする。

4. 運営統括事務局の業務は、下記の通りとする。

- (1) 広報業務：HP 更新、会報誌作成、メルマガ作成などの各種広報業務
- (2) 経理業務：領収書精算、会計管理などの各種経理業務
- (3) 翻訳業務：会員サービスにおける日中翻訳業務
- (4) 通訳業務：会員サービスにおける日中通訳業務
- (5) 会員サービス運営業務：会員に提供するサービス内容の企画及び運営
- (6) 会員サポート業務：会員の中国事業展開における必要なサポート提供
- (7) 実行委員会統括業務：実行委員会の業務に対する統括管理
- (8) その他理事会にて決定した業務

(各部門との連携)

第44条 運営統括事務局は、実行委員会統括業務を遂行するため、各実行委員会と定例会議を開催し、実行委員会における業務進捗の把握、業務指導、必要な予算案、各事業部間の実務調整等に対応する。

2. 運営統括事務局は、担当する各業務の進捗状況について遅滞なく理事会へ報告し、理事会がその業務状況を把握できるようにする。

(運営統括事務局の運営規則)

第 45 条 運営統括事務局の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 9 章 実行委員会

(実行委員会の設置)

第 46 条 当法人は、その目的に則った形で事業をより大きく拡大させるため、かつ、この事業への参画者を広く募るために、事業支援機関として実行委員会を設置する。

2. 実行委員会のメンバーは、賛助会員によって構成されるものとする。また、実行委員会はその事業の専門性ごとに複数設置し、その改廃は理事会によって定めるものとする。なお、賛助会員として入会したものが新たな実行委員会の設置を提案することは可能とし、その承認決議は理事会によって実施されるものとする。

3. 理事会によって、賛助会員の中から、各実行委員会の運営責任者を選抜する。

4. 実行委員会は、運営統括事務局の管理・指導に基づき、活動しなくてはならないものとする。

5. 中国側からの要望等により、新規プロジェクトを立ち上げる必要があるが、その実行委員会を委託できる適切な賛助会員がいない場合には、運営統括事務局のメンバーが暫定的に、この新規プロジェクトの実行委員会の運営も兼ねるものとする。

6. 実行委員会のメンバーである賛助会員は、当法人の運営委託先である JCE ホールディングス合同会社と業務提携契約を締結し、両社の合意に基づいた事業報酬を得るものとする。

7. 実行委員会は、原則、複数の賛助会員によって構成されるものとし、公平性及び中立性の観点から、1プロジェクトを1会員に独占はさせない。

8. 実行委員会の業務は、下記の通りとする。

(1) 各プロジェクトの事業企画の立案及び運営

(2) 各プロジェクトの推進に伴う会員の集客

(各部門との連携)

第 47 条 各実行委員会は、その統括権限を有する運営統括事務局と定例会議を開催し、担当する各業務の進捗状況について遅滞なく報告し、運営統括事務局がその業務状況を把握できるようにする。

(運営統括事務局の運営規則)

第 48 条 実行委員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 10 章 支部

(支部の設置)

第 49 条 理事会は、日本国内及び海外に支部を置くことができる。

2. 支部は、各地域の会員活動の支援及び会員募集を行うことができる。
3. 支部は、各地域の会員のうち理事会の承認を受けた支部会員をもって構成する。
4. 支部長の選任及び解任は、理事会において決議する。
5. 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 11 章 計算

(事業年度)

第 50 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第53条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 当法人は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 附則

(委任)

第57条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項を理事会で決議する場合は、すべて一般法人法その他の法令に従う。